契 約 変 更 理 由 書

神戸市

工 事 名	垂水処理場ブロワ棟他2棟建具改修工事

契約変更後の工事概要

1　濃縮棟：建具改修か所の変更

2　濃縮棟：電動ステンレスシャッターの仕様変更

3　濃縮棟：SSS-01（７か所） と SD-追１ の施工時、仮設間仕切(A種)を取り止め、その代替として、

仮設間仕切(B種)を設置(計８か所)

4　全棟：仮設間仕切(B種)の天井を追加

契約変更の理由

1　現場説明会の際、SD-01は傷みがほとんどなく、SD-追1の傷みの方が顕著なことが発覚し、改修位置を変更する必要性が生じたため

2　現場詳細調査の結果、シャッターモーター用の電源電圧が200Vではなく400Vの電源であると発覚し、特別仕様の400V対応モーター付きのシャッターへと変更する必要が生じたため

また、メーカー問い合わせの結果、海沿いでの急降下制動装置又は急降下停止装置等について、標準的な機構（『守護神』）は非推奨で、『ダブルチェーン』機構に変更する必要性が生じたため。

3　施設管理者との協議により、硫化水素が発生している濃縮棟について、建具の撤去から取付までの間、通風確保と粉塵等侵入遮断を柔軟に切り替えるために、板張り２枚のA種を取り止め、板張り１枚のB種を設置する。

4　施設との協議により、室内への粉塵の侵入をなくすために、仮設間仕切(B種)に天井を設ける。

（公表様式第6号）